

岩手県国土利用計画審議会運営規程

(昭和50年 2月17日施行)

(平成12年 3月27日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県国土利用計画審議会条例（昭和49年岩手県条例第34号。以下「条例」という。）第9条の規定により、岩手県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の招集)

第2条 審議会の招集は、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知して行うものとする。

(特別委員会)

第3条 特別委員会に委員長を置き、委員及び臨時委員の互選により、これを定めるものとする。

2 委員長は、特別委員会の事務を掌理し、会議の議長となるものとする。

3 委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するものとする。

4 特別委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の半数以上の出席により会議を開くものとする。

5 特別委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

6 委員長は、特別委員会の調査審議が終了したときは、その結果を次の審議会において報告するものとする。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要と認めるときは、関係職員に会議に出席を求めて説明させることができるものとする。

(会議録)

第5条 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておくものとする。

2 会議録には、そのつど会長の指名する委員2名が署名しなければならないものとする。

附 則

この規程は、昭和50年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。